

令和6・8年度診療報酬改定における賃上げのため措置の概要

- 令和6年度、令和8年度の診療報酬改定における職種別の賃上げの目標と診療報酬上の財源措置をまとめると以下の通り。

種類	R 6 改定	R 8 改定	R 9 改定
財源の考え方	一部は報酬措置以外の収入や税制を活用する (診療報酬では2.3%分を措置)	医療現場での生産性向上の取組と併せて ベースアップ実現を支援	
改定率	+0.61% (BU評価料対象職種) +0.28% (40歳未満の医師等)	+0.95%	さらに+0.95% (2年間合わせて1.90%)
B U評価 料対象職 種	看護補助者 以外	3.5% (2年平均)	3.2%
	看護補助者	3.5% (2年平均)	5.7%
事務職員		基本料として 評価	5.7%
40歳未満の勤務医師・ 勤務歯科医師・薬局の 勤務薬剤師、事務職員、 歯科技工所等で従事す る者、BU評価料の対象 外のその他の職員			3.2%

注：表中の赤字はそれぞれの職種における賃上げの目標水準

※ このほか、賃上げ余力の回復・確保等のための特例的な対応として、+0.28%の財源措置がある。